

平成 26 年 9 月
明和学園短期大学

研究不正における申立ての受付について

明和学園短期大学では、本学の構成員、又は本学の構成員であった者が、本学在職中に行った研究不正についての申立てを、以下の通り受け付けています。

1. 申立ての対象となる研究不正行為は、以下の通りです。
 - (1) 研究の申請、実施、報告又は審査等における不正行為
 - (2) 研究費の不正使用
2. 申立ては、電話、FAX、書面、口頭により受け付けています。

受付場所	明和学園短期大学 事務室（本館 1 階） 教務課（本館 2 階）
受付時間	月～金曜日 8：30～17：15（祝日は受け付けておりません）
書面等送付先	〒371-0034 群馬県前橋市昭和町 3-7-27
電話番号	027-231-8286
FAX 番号	027-231-8062

3. 注意事項

申立てを行う方は、以下の事項をご確認の上、ご連絡ください。

1. 研究不正行為に係る申立て及び情報提供等は、どなたでも行うことができます。
2. 申立者のプライバシーは厳守し、申立者本人の許可なく氏名等を公表することはありません。
3. 申立てを行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。
4. 調査の結果、申立てが悪意に基づくものであったことが判明した場合には、申立者の氏名の公表、刑事告発等を行うことがあります。（この申立者が、学校法人平方学園の教職員の場合は、懲戒処分の対象になることがあります。）